

令和2年10月7日
開会 10時00分

○花田議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は、16名中15名で定足数に達しております。よって令和2年第2回宗像地区事務組合議会定例会は成立いたしましたので、ここに開会いたします。なお、本日の会議は、新型コロナウイルス感染症予防のため、3密を防ぐ配慮を徹底し、会議を進めることといたします。つきましては、質疑、答弁は簡潔・明瞭に行っていただきますようご協力をお願いします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付しているとおりであります。これより日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第85条の規定により、9番石松和敏議員、10番横山良雄議員を指名いたします。次に入ります。

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に入ります。

日程第3、「諸報告」に入ります。伊豆組合長。

○伊豆組合長

皆さん、おはようございます。本日、令和2年第2回定例会が開かれるに当たりまして、御挨拶と概要説明を申し上げます。議員の皆さんにおかれましては、御多忙の中、御出席を賜り、まことにありがとうございました御礼を申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症につきましては、福岡県内では感染者数の減少傾向は見られるものの、両市民の皆様には、生活面や経済面など、いまだ大変大きな影響を受けておられるものとお察しいたします。事務組合におきましては、業務継続に係る追加対策としまして、テレワーク環境整備に係る補正予算案を本議会に提出させていただきました。

詳しくは、後の議案の中でご説明を致しますが、再び感染者数が増加に転じた際の備えと考えております。1日も早い収束を心から願っております。

さて、本日の定例会では、報告2件と10件の議案について、ご審議をお願いするものであります。

報告第1号及び報告第2号は、急患センター事業特別会計及び水道事業会計の債権放棄について報告するものです。

第23号議案は、地方税法の改正に伴う債権管理条例の改正です。

第24号議案は、給水区域の明文化に係る条例改正です。

第25号議案から第28号議案までは、一般会計、急患センター事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計、水道事業会計、合わせて4会計の令和元年度決算について、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

第29号議案から第32号議案までは、同じく4つの会計の令和2年度補正予算を提出しております。

以上、いずれも重要な案件でありますので、何とぞよろしく御審議いただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○花田議長

次に入ります。

日程第4 報告第1号「宗像地区事務組合急患センター事業特別会計権利の放棄について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

○力丸事務局長

報告第1号を説明いたします。議案書の右下に報告番号、議案番号を付しておりますので、以下の説明の際も、そちらをご確認ください。議案書の1ページをお開きください。

報告第1号 宗像地区事務組合急患センター事業特別会計 権利の放棄について

宗像地区事務組合急患センター事業特別会計権利の放棄を、宗像地区事務組合債権管理条例第15条第2項の規定により報告する。令和2年10月7日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

1 放棄した債権の種類：宗像地区急患センター診療収入 件数：2件 金額：19,240円

2 放棄した時期：令和2年3月31日

3 放棄した理由：宗像地区事務組合債権管理条例第15条第1項の規定に該当するため

診療収入の滞納については、電話連絡、催告書・督促状の発送などを行い、不納欠損の減少に努めているところでございますが、回収ができず、やむをえず時効期間の3年が経過したことから債権を放棄したため、ご報告させていただくものです。

以上で、報告第1号 宗像地区事務組合急患センター事業特別会計権利の放棄についての説明を終わります。

○花田議長

本案は、報告事項でございますので、質疑のみ受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようでしたら、質疑を終結し、報告を終わります。次に入ります。

日程第5 報告第2号「宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

○力丸事務局長

報告第2号を説明いたします。議案書の2ページをお願いします。

報告第2号 宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄について

宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄を、宗像地区事務組合債権管理条例第15条第2項の規定により報告する。 令和2年10月7日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

1 放棄した債権の種類・件数・金額 放棄した債権の種類：水道事業会計水道使用料 件数：157件 金額：932,008円

2 放棄した時期：令和2年3月31日

3 放棄した理由：宗像地区事務組合債権管理条例第15条第1項の規定に該当するため

水道料金の滞納については、催告書の発送や給水停止を行い、不納欠損の減少に努めているところでございますが、やむをえず時効期間の2年が経過したことから、債権を放棄したためご報告させていただくものです。内訳としましては、市外転出などによる消息不明が143件、787,226円。死亡などによるものが14件、144,782円となっております。

以上で、報告第2号 宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄について説明を終わります。

○花田議長

本案は、報告事項でございますので、質疑のみ受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようですので、質疑を終結し、報告を終わります。

日程第 6 第 23 号議案「宗像地区事務組合債権管理条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

○力丸事務局長

第 23 号議案を説明いたします。議案書の 23 頁の 1 をお開きください。

第 23 号議案「宗像地区事務組合債権管理条例の一部を改正する条例について」上記の条例案を次のとおり提出する。令和 2 年 10 月 7 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）の公布に伴い、宗像地区事務組合債権管理条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものです。税を除く地方自治法第 231 条第 1 項の規定による公債権に係る延滞金の徴収については、同条第 2 項の規定に基づき条例の定めるところにより行うことができるとされており、当組合においては、債権管理条例にその規定をおいています。

公債権に係る延滞金の具体的な算定方法については、法令に定めはありませんが、国は地方税法の規定による税の延滞金との均衡を失しないよう措置することが適当であるとの見解を示していることから、当組合においても、地方税法の規定を引用して算定方法を定めています。詳しくは、第 23 号議案関係資料で説明しますので、そちらをご覧ください。上の表をご覧ください。

要約して申しますと、用語の改正でございます。表内の赤色文字部分が改正箇所です。改正前の、特例基準割合という用語が延滞金特例基準割合に変わります。また、財務大臣が告示する割合には、改正前は特段の名称がございませんでしたが、改正後は平均貸付割合として定義されました。加算する割合に変更はございません。参考例として、下の表に、令和 2 年の延滞金の割合を示しています。

財務大臣が告示した割合が年 0.6% でしたので、納期限の翌日から 1 月を経過する日までは、延滞金の割合は年 2.6% となります。また、納期限から 1 月を経過する日より後は、延滞金の割合は年 8.9% となります。なお、地方税法の改正規定が、令和 3 年 1 月 1 日から施行されるため、本条例の施行は、令和 3 年 1 月 1 日を予定しております。以上で、第 23 号議案の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして、討論を終結いたします。これより第 23 号議案について、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんとの起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第 23 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 第 24 号議案「宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案理由の説明を求めるところです。力丸事務局長。

○力丸事務局長

第 24 号議案を説明いたします。議案書の 24 頁の 1 をお開きください。

第 24 号議案 宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
上記の条例案を次のとおり提出する。 令和 2 年 10 月 7 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

提案理由 給水区域の範囲を明文化するため、宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものです。現在、当組合の水道事業における給水区域については、「水道法による認可を受けた区域」と表現しております。しかし、厚生労働省からその表現について明確に表記するよう指導を受けたことから、その表現を改め、給水区域の対象となる地区名を明記するよう改正するものでございます。詳しくは、議案書 24 ページの 4 の新旧対照表をご覧ください。

右側の現行の条文では、給水区域は、下線部分に表現しているとおり「水道法第 6 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定による認可を受けた区域」とし、具体的な地区名を明記しておりません。このため、今回の改正で、「給水区域」は「宗像市及び福津市の区域のうち別表に定める区域」と定め、別表にて具体的な地区名を明記するものです。

具体的には、24 ページの 4~6 にかけて宗像市を、24 ページの 6~8 に福津市を表記しており、各市の中でも地区の全域が給水区域となっているものを前半に、地区の一部が給水区域となっているものを後半に表記しております。以上で、第 24 号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。蒲生議員。

○蒲生議員

2 点お伺いいたします。まず、この表記をされたということで、これから給水区域がまた増えた場合に毎回条例改正という形での改正を行われるのかというのが 1 点。もう 1 点は、この明文化したことにおいて、水道を求めている地域がまだあるわけですが、それが、この条例が出来てやるのか、逆に給水計画が出来て配置が終わった時点で条例改正という形になるのか、その辺の手続上の流れはどうになりますでしょうか。この 2 点お願いいたします。

○花田議長

力丸事務局長。

○力丸事務局長

2 点の質問のうちのまず 1 点目の、今後給水区域を拡張する場合、必ず条例の改正をするのかという問い合わせをしてお答えさせていただきます。事業認可の変更の際は、原則 10 年後の計画見通し

を立てる必要がありまして、計画値が変更となることから、条例の改正を行うこととなります。たゞ軽微な、小さな区域の変更水量、人口等が僅かであれば、届出だけになる可能性もございます。ここは国と協議が必要になるだろうと思っております。

それから2点目の、新たな給水区域を盛り込む場合、国との協議が先なのか、例えば開発のほうが先なのかという質問だったと思いますが、その点につきましては国の認可が必ず必要になります。大きな開発等になれば。ですからそういう拡張区域があれば、当然構成市との協議も必要ですし、それらを踏まえて事前協議しながら可能かどうかっていうところを確実に確認した上で、国との協議に当たりたい。そして、事業認可ができるかどうかというところに結びつけたいと思っております。例えば、現在、奴山地区から、給水区域の拡張のお話がございますが、水量、水圧、標高差等条件を満たすかどうかというところも懸案事項の一つになりますし、必要であれば事業の採算性、例えば1軒しかないのに、水を引くというところも、これは管を拡張したとしても事業採算性が満たさないところについては、協議が必要になるだろうと思っております。どちらかというと国の認可がないと拡張は出来ませんが、その前に、対象案件と十分協議をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○花田議長

蒲生議員。

○蒲生議員

結論だけお聞かせいただきたいと思いますが、この条例が、協議自体を制約するというようなことにはならないというふうな認識でよろしいでしょうか。要は、国との協議がまず始まるわけですよね。そこから実際に協議が成り立ちましたと。次に、条例というこの名前を載せていくというような、開通した後に、この条例として載せていくという考え方なんでしょうか。それともその領域が決まった、認可がおりたという時点で乗せていくという時点なんでしょう。その時点をちょっと確認だけさせてください。

○花田議長

力丸事務局長。

○力丸事務局長

国の認可には必ず今回条例改正した後の表記、給水区域の表記というのが必要になりますので国の認可が先であります。以上です。

○花田議長

他にございませんか。

○力丸事務局長

すいません。訂正させていただきます。国は条例に明記されてないと認可を許可しませんので、条例を先に改正する必要がございます。以上です。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして、討論を終結いたします。これより第 24 号議案について、採決を行います。本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第 24 号議案は、原案のとおり可決されました。

次に各会計の決算の認定の進め方についてですが、はじめに 4 議案を一括議題として、提案を受けます。次に、監査委員の監査報告を受け、監査意見書に対する質疑を受けます。その後に、議案毎、説明、質疑、討論、採決の順に行いたいと思います。

それでは、日程第 8 第 25 号議案から日程第 11 第 28 号議案までの 4 議案を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

○力丸事務局長

それでは、第 25 号議案から第 28 号議案までの 4 議案につきまして、一括して提案をさせていただきます。

第 25 号議案 令和元年度 一般会計歳入歳出決算

第 26 号議案 令和元年度 急患センター事業特別会計歳入歳出決算

第 27 号議案 令和元年度 本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

第 28 号議案 令和元年度 水道事業会計決算

以上 4 会計の決算の認定につきまして、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。令和 2 年 10 月 7 日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

以上 4 議案を一括提案いたします。内容の説明については後ほど次長及び経営施設課長が行います。

○花田議長

ここで、監査委員の決算審査報告をお願いします。外園監査委員。

○外園監査委員

おはようございます。例年どおり、最初に宗像地区事務組合決算審査意見書の一般会計から意見書をもとに説明いたします。まず第 1 ページ目、宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子 様 宗像地区事務組合監査委員 外園 豊 監査委員 横山 良雄 令和元年度宗像地区事務組合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見について 地方自治法 292 条において準用する同法 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付加された、平成元年度宗像地区事務組合一般会計、特別会計の歳入歳出決算を審査したので次のとおり提出いたします。

次の 2 ページの令和元年度宗像地区事務組合歳入歳出決算審査意見

第 1 審査の対象 (1) 令和元年度一般会計歳入歳出決算 (2) 令和元年度急患センター事業特

別会計歳入歳出決算 (3) 令和元年度本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算 (4) 令和元年度一般会計・特別会計歳入歳出決算事項別明細書 (5) 令和元年度一般会計・特別会計実質収支に関する調書 (6) 令和元年度財産に関する調書

第2 審査の方法 審査は、各会計歳入出決算書及び附属書類について、関係法令に準拠して作成されているか否かを確認するとともに、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿とその他の証拠書類を照合したほか、関係職員から事情聴取等を行い実施いたしました。

第3 審査の期間 令和2年7月29日から令和2年8月27日まで

第4 審査の結果 審査に付加された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類はいずれも関係法令に規定された様式に従って調製され、かつ、決算計数は、関係諸帳簿と、符合して正確であり、誤りのないものと認められました。審査結果の明細は以下のとおりでございます。

これからは、一応皆さんも、目を通してあると思いますので、最後の9ページ、むすびにあります
が、この内容について説明させていただきたいと思っております。ここは、前のページの計数がどう
なってるかということを結びのところで書いてございます。その内容については9ページをそのまま
読むんではなく、同じことを、前4ページから以降の表を使って説明させていただきます。

内容的には、去年と、どこがどういうふうに変わってるかと、ほかのところは余り変わってません
ので、そういうことで説明させていただきたいと思います。

まず4ページをお開き下さい。一般会計については予算どおり97%程度消化されておりまして、
その会計は問題ございませんでしたので、4ページでその内容を説明させていただきます。表の第1、
表の第2、表の第3をもとに説明させていただきます。これを見ますと去年との差がわかつてくると
思いますので、それをもとに説明させていただきます。

歳入の件につきまして、分担金負担金これ両市から出ているお金ですけど、30年度に比して1億
3,898万1,000円ほど、両市が負担を余計してることです。それはなぜかと申しますと、表3
の歳出、款別比較というのがございますが、この中の公債費が去年に比して1億190万ほど、余計に
その借入金を返してたための予算を歳入のほうで両市の負担として拠出いてしていただいて、主にこ
れが、原因で1億3,890万お金を使ったっていうことです。

それから、表1、歳入の財産収入ですけど、約6,000万、収入が増えております。これは、東郷に
ある自治会館の売却の収入でございます。これが関連するのが歳出の表3の総務費、これが5,500万
増えておる。これは自治会館の歳入を事務組合に一旦入れまして、そのお金を両市に、お渡してると
いふことで、歳出が同じように5,500万ほど増えてる。大きな差はそういうことです。

それから表1の繰入金、これ去年がゼロで今年は250万ほど増てる。この原因は急患センターの
診療収入の不足を補てんする必要がございましたので、事前に手を打って自治基金から一般会計に
250万入れて、そのお金を急患センターのほうに回しております。

それから、諸収入5,300万ほど収入が減っております。これは、消防指令共同運用の職員派遣負担
金、それから共同事業基金助成金、そういうものが入ってこなかつたと。今、システムが完了して、
前年、拠出したものを、1番下の歳出の消防費5,600万とありますが、こちらから負担金を出してる
んですけど、それに見返りでもらった分が5300万ほど減ってると。去年は1億以上のお金を出して
ます。そしてそのお金が戻ってきたという、その差でございます。要は、防災センターのその分の
通信機構とかそういう、共同運用の分が完了したから、出す分ももらう分も減りましたということで
ございます。それから、歳出のほうで消防費、5,600万。これが、今言った、今度出すお金も減りました
ということですね。

一般会計については、以上の点だけで特にその差について問題が起こることはございませんでした
ので、歳入歳出については決算通り間違いございませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

それから急患センターの特別会計の5ページにまいります。これは先ほども申しましたように、
250万ほど基金のほうから、最終的にこちらのほうに資金ショートしないようにということで入れて
おりますが、その原因はですね、表4 診療収入、これが2,500万ほど減っております。これはコロ

ナで、病院に行ったらうつるんではないかということで外来者が減っています。2,500万というと非常に大きな数字でございます。大体月に1800万ぐらいのお金が入っているんですが、その分以上に入らなかつたと、資金不足のため。繰入金はそこにも書いてありますけど、250万収入のほうで入つておりますが、去年がありませんが、その分で、調整したつていうことで、負担金のほうについては変わりなく行われておる。

それから6ページですね。急患センターは運営費が600万ですけど、これは特別な支出ではなくて経常的な支出の中でこれだけ要りますということで、歳出のほうについてはですね、ほとんど変わっておりません。急患センターの運営費の中の委託料の大部分を占めるのは医師のお金ですね。医者を待機させる。だから、患者さんが来ても来なくても待機させて治療を行うということで、これの減少はありません。これは仕方ないことだと思います。急患センターについては、収入が減ったということでお今はお金が少し足りませんでした。250万入れたけれど、5ページの1番上の歳入歳出差引残高の111万7,020円しか残っておりません。250万入れなかつたら赤字です。そういう状況です。

それから、7ページ。本木簡易水道の特別会計ですが、この分については、目的であるものを福津市で負担金を負担してやられております。そして、その目的に沿つてですね、大体やられておるということで、これは歳入差引残高が、2,967円ですから計画どおりに物事は進んでると思います。会計については収入支出とも帳簿上問題ございませんでした。

10ページに、最終的な私の会計監査委員の結びとして、ここに、書いております。

各会計における財務会計は適切かつ公正に処理されている。一般会計及び各特別会計は構成市からの負担金によって財源の大部分を確保している状況です。これも去年と大体同じでございます。組合の将来課題として、消防署の長寿命化や建て替え及び急患センターの運営方法については、運営費が固定費ですので、そのところの検討を進めて頂きたい。最後の結びとしては、構成市の財政負担緩和を念頭に置き、それとともに、市民が安全かつ安心に生活できる環境を維持・向上しつつ費用対効果に主眼を置き効率的かつ効果的な運営をお願いします。ということが私の意見でございます。

これをもちまして、一般会計、急患センター特別事業会計、本木簡易水道事業特別会計の決算審査意見を終了させていただきます。

水道事業を続けてまいります。コロナ対策という事で、できるだけ短くということでやりたいと思います。今から水道会計の決算審査意見書の説明いたしますが、すいません。誠に失礼ですが、最初の1ページ目の意見書について。それから、次のページの第1から第4の審査対象、方法、期間、結果については書いてあるとおりでございますので、説明を割愛させていただいてよろしいでしょうか。

審査結果の中の1番最後だけですね、結局これも中の帳簿を毎月見ておりますけど、会計処理についてそれと決算の内容については、特に証憑等を見た結果、問題はございませんでした。会計そのものは間違ひございませんでした。また同じように、11ページに結びがございます。この内容を、また、先ほどの、説明と同じように中の表を使って説明をさせて頂きますのでよろしくお願ひします。これは地方公営企業法に基づいて、収支計算に基づく会計処理をやってるのが水道会計でございますので、ちょっと違いますけど、4ページ経営状況の中で収支を全部うたつてありますので、そこを説明させていただきます。

1番問題なのは、皆さん見られたかもしれませんけど、水道会計の決算書の6ページの損益計算書がございますそれも一緒に参考にしていただければと思います。6ページ、7ページに損益計算書があります。これとこの意見書の4ページ、5ページは同じでございます。1番問題なのは、5ページの収支差引額、支出の表がございますね、これが今年は利益が8,600万ですと。去年は、4億9,500万ありました。前年度が右に書いてございます。皆さんいつもこれについて、何でこんな差があるんだろうと。これはですね、東部浄水場、これを福津に戻しました。そのために資産が減っております。大体、6億弱のお金がそれで、欠損として出ており、それはこの決算書の7ページ、(3)にその他特別損失額6億817万4,000円。これがそうでございます。この内容が全部東部浄水場を福津市のように返還したために、土地代そのものより物ですね。設備が資産に上がってましたからそれがなくな

ってしまうので、その分の価格の影響で、決算説明書の5ページに戻っていただきましたら、差し引き残のところで去年が約5億あったのが今年は1,600万しかありませんと。決算がこれだけで済んだというのは、減価償却の長期前受金が入ってきたおかげだと。

それと、5ページの1番下ですね。表7、先ほど不納欠損の93万2,008円を承認頂きましたが、過去からの不納欠損の状況を皆さんにお知らせしますと、平成26年、私が組合の監査委員に就任した時は420万円くらいありました。27年度が605万2,000円。28年度が241万4,000円。29年度が116万9,000円。30年度が140万円。今年はその100万を切って93万。これ徴収の方で個別明細をつくりまして、滞納者の多い順に、それを、もう一人の監査委員さんと一緒にチェックをさせていただいて、落とすなとか落とせとかそういう話をして、事務方が非常に苦労していただいて、不納欠損が減ってきております。この点について御了解願います。

あとはもう特に言うことはないんですが、北九州市の委託事業を行っておりますので、その関係がどうなってるかということだけお話をします。今日お手元の資料として、【第27号～28号議案関係資料】に包括委託費比較表という北九州市に対する支払いの明細がございます。北九州市に委託してそれが大丈夫だったのかどうだったのかということですが、1番下を見ていただきますと、去年と今年でいくら払ってるかという表がございます。今年が9億8,260万で、去年は10億4,700万。要は、税込みで6,500万今年は減っております。だから、その分を考えると、包括的に見れば、マクロ的に見れば、包括委託は失敗ではなかったのではないかということが会計上は思われる。

それと、あと一つがキャッシュ・フローの関係なんですが、8ページ、組合はどのぐらいの資金があるのかと、余裕があるのかと、要は事業を行う上で蓄財がないといけませんので、その点私も検討させていただきました。今、およそ現金化した使えるお金が60億程度ございます。ただ、企業債が40億。まだ借金があるわけです。家で考えると600万の現金がありますと、ただ借金が400万あります。だから後、200万だけ余裕あります。ここで言えば27億、ただ、これをどういうふうにするかでしようけど、大体、1年間の水道事業収入が24億です。月に2億入ってきますので、そうすると1年間何もしなくてもやっていけるんじゃないかなと、すぐ考えるんですが、ただそういうわけにいきません。収入がなくても1年間支出する原価の分があります、配管の維持費。大体10億はかかります。ということは10億しか余裕がない。だから、私は水道事業のほうで、有収率を前から言っております。要はロスになるお金がないようにということを言っています。水道で新たに配管のチェックを入れるのに2億使ってくれと。それはその10億の中から2億しか使えませんよと。あと何かあれば、支出しなきゃいけない。

福岡市の博多駅前で地盤沈下が何年か前にありました。あれは水道管から水が漏れたわけですね。それで地盤沈下して、この修復工事費用が、埋立て費用が1億3,000万。賠償金が3億7,000万、合計5億。それには配管の修復費用は入っていない。そして調べた結果、電気・水道・ガスを入れると、約1億2,000万。ということは6億かかるわけですね。やっぱりそういう災害を考えて僕は2億で配管をしっかりとやりなさいよという指示を出しています。

最後に結びのところで、総評でございます。財務会計処理を適切に処理されている。それから下のほうですね、このような厳しい状況下にあるが、給水区域内での広域的な運用による経費節減及び配水量のロスを無くす有収率の向上のための作業は順調に進んでおり、引き続き安心・安全な水を安定供給し、より一層、経営の効率化を図ることが必要である。と、こう書いております。

有収率の説明を今までしてなかったですが、1%上がると3,000万のロスが無くなる。3,000万かと思いますけど、水道の供給はずつとするわけですから、1年、3年、10年たてば3億なんですね。2%だったら6億なんです。今91.1%ですから、僕は95%を目標にやってくれと。5%上がると年間に1億5,000万です。有収率を上げることを、私が言うのはそういうことでございますので、御理解いただきたいと思います。これをもって、水道事業会計の決算審査意見書の説明を終わらせていただきます。

それから、もう一つ1枚の紙があると思いますけど、「令和元年度宗像地区事務組合水道会計事業

決算における経営健全化に係る審査意見について」これは何も問題ございません。そこに書いてあるとおり資金不足なし、1番下ですね、経営健全化基準20%、次のページを見ていただくとわかります。要は資金不足が何%あるかということなんです。これ夕張が出来たときにこの表をつくるように指示がありました。夕張が欠損出したときですね。それで赤字がないので、この分については、資金不足なしということで、最終的結論を出してありますので、よろしくお願ひします。以上をもちまして私の説明を終わらせていただきたいと思います。

○花田議長

それでは、ただいまの決算審査報告について、質問がございましたらお願ひいたします。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより議案ごとに説明、質疑、討論、採決を行っていきますが、ここで暫時休憩といたします。再開は、11時5分とします。

(休憩)

○花田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

第25号議案「令和元年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」執行部の説明を求めます。花田次長。

○花田次長

それでは、お手元の決算書に基づきまして、説明いたします。

別冊の一般会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお開きください。令和元年度の決算について、歳入合計は、予算現額21億230万2,000円に対し、調定額及び収入済額は、同額で、21億338万5,782円となっております。予算現額と収入済額との比較では、108万3,782円の増額です。

4ページ、5ページをお開きください。歳出合計は、予算現額21億230万2,000円に対し、支出済額は20億4,674万2,970円となっております。歳入歳出差引残額は、5,664万2,812円で、全額を翌年度へ繰り越しいたします。続きまして、事項別明細書により、主な決算内容について説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。歳入のうち、1款分担金及び負担金は、当初の予算額18億3,630万8,000円に対し、同額を収入しております。構成市の負担金額は、右端の備考欄へ記載のとおりでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。4款財産収入は、補正後予算額5,832万3,000円に対し、収入済額は6,014万97円となっております。収入の内容は、宗像自治会館の売却による不動産売払収入5,825万6,201円及び消防車両の売却による物品売払収入181万円です。次に5款繰入金は、補正後額250万円に対し、収入済額は250万円となっております。収入の内容は、急患センターの診療収入の減少に対して財源の補填を行うために、財政調整基金より250万円の繰り入れを行ったものです。

10ページ、11ページをお開きください。7款諸収入は、当初予算額3,923万7,000円に対し、収入済額は3,856万3,237円となっており、その内訳は備考欄に記載のとおりです。次に8款組合債は、契約額の確定などにより、最終的に9,030万円を借り入れております。これは、水槽付消防ポンプ自動車の更新や、防災無線再整備のための消防債です。

次に、歳出について説明いたします。12 ページ、13 ページをお開きください。支出の内容は備考欄に記載しておりますが、主な支出を説明いたします。1 款議会費は、支出済額 150 万 7,190 円です。主な支出は議員報酬です。2 款総務費は、当初予算額から 5,856 万 9,000 円を増額補正するなどし、支出済額は 9,778 万 7,419 円となっております。

16 ページ、17 ページをお開きください。1 項総務管理費 3 目財産管理費 細目 1 財産管理費を備考欄最上段から記載していますが、そのうち 19 節負担金補助及び交付金において、不動産売却収入負担金 5,825 万 6,201 円を支出しています。これは、宗像自治会館売却収入益を全額、構成市へ負担金として支出したものです。

18 ページ、19 ページをお開きください。3 款衛生費は、当初予算額から 70 万円を減額補正し、支出済額は、1 億 3,889 万 2,870 円となっております。主な支出を申しますと、1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費 細目 1 急患センター事業繰出金 28 節繰出金において、急患センターの診療収入の減少に対して財源の補填を行うための、財政調整基金を原資として 250 万円の繰り出しを行っています。

続いて、20 ページ、21 ページをお開きください。2 項清掃費の主な支出は、1 目し尿処理場費 細目 3 し尿処理場管理運営事業 13 節委託料でございますが、支出済額 1 億 487 万 6,474 円となっており、そのほとんどが、し尿処理施設の管理委託料となっております。

22 ページ、23 ページをお開きください。4 款消防費は、当初予算額から 1,455 万 4,000 円を減額補正するなどし、支出済額は、15 億 5,973 万 6,362 円となっております。主な支出は、備考欄の細目 1 職員人件費 12 億 675 万 7,393 円で、内訳は、常勤職員 139 人、短時間再任用職員 9 人です。人件費以外の主な内容につきまして説明をいたします。

24 ページ、25 ページをお開きください。右端の備考欄、最上段細目 5 庁舎施設維持管理費において、15 節工事請負費として庁舎改修工事請負費 2,376 万 4,500 円を支出しています。これは福津消防署の車庫の増築や改築、大島分遣所の改修工事を行ったものです。

26 ページ、27 ページをお開きください。右端の備考欄、下段の細目 11 消防車両維持管理事業費において、18 節備品購入費において、水槽付消防ポンプ自動車を更新し、9,845 万円を支出しています。続きまして備考欄の最下段から細目 12 通信機器整備事業費を記載していますが、ページをめくって頂いて 29 ページ、13 節委託料において、1 億 1,637 万 5,569 円を支出しています。主な支出内容は、消防通信指令の福岡都市圏共同運用委託料です。これで歳出の説明を終わりまして、引き続き「財産に関する調書」を説明いたします。

34 ページ、35 ページをお開きください。1 公有財産 土地及び建物の年度中の増減高につきましては、その他の行政機関のうち、福津消防署につきまして、車庫を増設し建物が 51.8 m²増加、公有財産のうち、宗像自治会館の売却に伴い、土地が 1,226.91 m²、建物が 599.5 m²減少しています。

36 ページをお開きください。2 物品につきましては、総台数 34 台となっております。

3 基金については、38 ページの下段をご覧ください。定期預金利息の積立により 7 万 3,896 円増加、急患センターの診療収入の減少に対して財源の補填を行うための繰り出しにより 250 万円減少し、基金総額 3 億 8,401 万 9,569 円となっております。以上で決算書の説明を終わります。

続きまして、別冊の「決算に係る主要な施策の成果報告書」の説明をいたします。

成果報告書の 2 ページをお開きください。(2) 歳入決算の表でございます。決算額は、対前年比 7,314 万 6,000 円の増、103.6% の 21 億 338 万 6,000 円となっております。次に(3) 歳出決算の表でございます。決算額は、対前年比 8,993 万 5,000 円の増、104.6% の 20 億 4,674 万 3,000 円となっております。歳入・歳出いずれも増額となった主な要因は、宗像自治会館の売却に伴う売払収入と、同額を構成市へ負担金として支出したこと、公債費支出と、その財源としての構成市負担金がいずれも増加した為です。

次に 4 ページ 3 一般会計の主要な施策の成果をご覧ください。(1) 議会費の関係では、定例会 2 回、臨時会を 1 回開催したほか、議員研修として施設見学を実施しました。(2) 総務費関係は記載

のとおりです。

次に5ページの(3)衛生費のうち、①、ア、a生し尿、浄化槽汚泥搬入量の表をご覧ください。し尿処理場への搬入量合計は、対前年度比49kℓの減、99.6%の1万3,481.1kℓとなっております。b汚泥処分量につきましては、対前年度比10.7tの減、96.4%の283.5tとなっております。

6ページをお開きください。消防費関係では、主な事業をいたしまして、上段の福津消防署等改修設計業務や福津消防署増改築改修工事、中段の水槽付消防ポンプ自動車購入などを行っております。以下のページでは、消防・救急活動の状況や防火対象物への査察、講習会の実施状況のほか、職員の研修状況などを記載しております。特に、6ページ下段①警防・救急関係につきまして、ア消防活動の状況及びイ救急活動の状況は、いずれも対前年度比で減少となりました。

これをもちまして、令和元年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

なお、今年度は令和元年度決算の認定に併せて、一般会計等の公会計財務書類を作成しましたので事前にお配りさせて頂きました。では、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして、討論を終結いたします。これより第25号議案について、採決を行います。本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第25号議案は、原案のとおり認定することに決定しました。

第26号議案「令和元年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」執行部の説明を求めます。花田次長。

○花田次長

それでは、お手元の決算書に基づき、説明いたします。別冊の急患センター事業特別会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお開きください。歳入合計でございますが、予算現額2億6,354万6,000円に対しまして、調定額は2億6,428万7,852円、収入済額は2億6,419万8,172円、不納欠損額1万9,240円、収入未済額は7万440円となっております。予算現額に対します収入済額の比較では、65万2,172円の増となっております。

4ページ、5ページをお開きください。歳出合計は、予算現額2億6,354万6,000円に対しまして、支出済額は2億6,308万1,152円となりまして、不用額が46万4,848円生じております。歳入歳出差引残額は、111万7,020円で、これを全額、翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして、事項別明細書により、主な決算内容につきまして、説明いたします。まず、歳入について、説明いたします。

6 ページ、7 ページをお開きください。令和元年度急患センター事業特別会計の歳入の特徴としまして、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う受診控え等の影響により、2~3 月において診療収入額が減少しました。この財源補填を行うため、財政調整基金を原資とする繰り入れを行っています。款ごとに説明申し上げます。

1 款診療収入は、当初予算額 1 億 9,931 万 6,000 円を計上しておりましたが、1,464 万 3,000 円を減額補正し、補正後予算額 1 億 8,467 万 3,000 円に対しまして、調定額は 1 億 8,541 万 6,067 円、収入済額は 1 億 8,532 万 6,387 円、不納欠損額は 19,240 円、収入未済額は 7 万 440 円となっております。

2 款分担金及び負担金は、当初予算額、調定額及び収入済額のいずれも同額で、5,312 万 8,000 円となっております。構成市の負担額は、備考欄へ記載のとおりでございます。

3 款繰入金は、当初予算では計上しておりませんでしたが、財政調整基金を原資として 250 万円を増額補正しました。調定額及び収入済額も同額です。

次に、歳出について説明いたします。10 ページ、11 ページをお開きください。1 款急患センター運営費は、支出済額 2 億 4,868 万 92 円となります。主な支出内容は、13 節委託料、支出済額 2 億 4,489 万 4,421 円で、宗像医師会への急患センター管理委託料となります。

2 款公債費は、地方債の元利償還金としまして、支出済額 1,440 万 1,060 円となっております。以上で決算書の説明を終わります。

続きまして、別冊の「決算に係る主要な施策の成果報告書」の説明をいたします。成果報告書の 9 ページをお開きください。(2) 歳入決算の合計額は、対前年度比 1,564 万 8,000 円の減、94.4% の 2 億 6,419 万 8,000 円となっております。減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う診療収入の減によるものでございます。(3) 歳出決算の合計額は、対前年度比 647 万 9,000 円の増、102.5% の 2 億 6,308 万 1,000 円となっております。増額の主な要因は、急患センター管理委託料の増でございます。委託料増の要因は、ゴールデンウィークの 10 連休などに伴う医師等の勤務時間の増加や、消費税率の改定に伴うものです。

次に、11 ページをお開きください。5. 急患センター事業特別会計の主要な施策の成果のうち、(2) 急患センター利用状況ですが、受診者数は、1 万 5,675 人で、対前年比 1,988 人の減、88.7% となっております。特に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 2~3 月の受診者数は、令和元年度が 1,698 人に対し、平成 30 年度が 2,892 人で、対前年度比 1,194 人の減、58.7% と大きく減少しております。下段の④市町村別患者数では、宗像市が 46.7% の 7,314 人、福津市 24.0% の 3,755 人、組合構成市以外の患者数は、29.3% の 4,606 人となっております。

これをもちまして、令和元年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして、討論を終結いたします。これより第 26 号議案について、採決を行います。本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第 26 号議案は、原案のとおり認定することに決定しました。
第 27 号議案「令和元年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」執行部の説明を求めます。吉田経営施設課長。

○吉田経営施設課長

第 27 号議案を説明いたします。議案書の 27 ページをお開きください。第 27 号議案 令和元年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について お手元の決算書に基づき、説明いたします。

本木簡易水道事業特別会計決算書の 2 ページ、3 ページをお開きください。まず、歳入合計では、予算現額 2,822 万 2,000 円に対しまして、収入済額が 2,612 万 5,792 円で、予算現額と収入済額との比較で 209 万 6,208 円の減となっております。

4 ページ、5 ページを、お開きください。次に、歳出合計では、予算現額 2,822 万 2,000 円に対しまして、支出済額が 2,612 万 2,825 円で、不用額が 209 万 9,175 円生じております。歳入歳出差引額は 2,967 円で、これを全額翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして、6 ページ、7 ページをお願いします。事項別明細に沿って、主な決算内容につきまして説明いたします。まず歳入ですが、1 款の事業収入は、調定額 142 万 4,645 円に対して、収入済額は 142 万 2,273 円で、収入未済額は 2,372 円となっております。主な内訳は、使用料で現年分が 141 万 5,342 円、滞納分が 631 円で、計 141 万 5,973 円です。3 款繰入金 2,437 万 3,000 円は、不足分も含め、福津市からの繰入です。

次に歳出について説明いたします。10 ページ、11 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目簡易水道管理費 13 節委託料ですが、支出済額は 523 万 3,039 円で、主な内訳としましては、北九州市への包括委託料 494 万 6,622 円で、浄水場の電気代や配水管等の修繕費などの需用費、水質検査等の役務費、配水施設管理等の委託料などとなっております。2 款 1 項 1 目 簡易水道事業費 13 節委託料ですが、支出済額 1,154 万 6,590 円で、主な内訳としましては、配水管布設替の測量設計業務です。15 節工事請負費ですが、支出済額 709 万 3,900 円で、減圧弁の設置工事となっております。3 款公債費の支出済額 223 万 5,590 円につきましては、元金が 183 万 7,094 円、13 ページの利子が 39 万 8,496 円となっております。また、令和元年度末の元金の未償還残高は 958 万 5 千円となっております。

なお、北九州市への包括業務委託の 前年度比較を【第 27 号・第 28 号議案関係資料】として作成していますので、併せてご覧ください。以上で、本木簡易水道事業特別会計決算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ご

ざいませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして、討論を終結いたします。これより第 27 号議案について採決を行います。本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第 27 号議案は、原案のとおり認定することに決定しました。
第 28 号議案「令和元年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について」執行部の説明を求めます。吉田経営施設課長。

○吉田経営施設課長

第 28 号議案を説明いたします。第 28 号議案 令和元年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について、決算書で説明いたします。

決算書の 2 ページ、3 ページをお開きください。まず、収益的収入及び支出です。収入の決算額は、36 億 9,383 万 5,873 円で、予算額に比べ 7,350 万 3,873 円の収入増となっております。次に支出です。決算額 35 億 1,359 万 3,766 円で、6,223 万 3,234 円の不用額となっております。

4 ページ、5 ページをお開きください。資本的収入及び支出です。収入の決算額は、9 億 3,531 万 2,439 円で、予算額に比べ 356 万 3,439 円の収入増となっております。次に支出です。決算額は、17 億 4,998 万 9,624 円で、6,585 万 6,376 円の不用額となっております。

6 ページ、7 ページをお開きください。損益計算書です。営業利益としましては、5,613 万 5,730 円となっております。また、営業外利益は、6 億 3,816 万 2,353 円となっており、営業利益と合わせて、経常利益としては 6 億 9,429 万 8,083 円となっています。特別損益を加えた当年度純利益は、8,686 万 26 円となっております。

8 ページ、9 ページをお開きください。剰余金計算書、剰余金処分計算書です。当年度 未処分利益剰余金は、利益剰余金のうち、企業債の償還のために減債積立金を 2 億 8,000 万円、久末ダム施設保全の設計業務として、建設改良積立金を 1,895 万円取り崩しまして、当年度純利益と併せて 21 億 7,047 万 5,528 円となっております。

これにつきましては、「剰余金処分計算書」に記載のとおり、当年度純利益 8,686 万 26 円を減債積立金として積立し、20 億 8,361 万 5,502 円を翌年度への繰越利益剰余金としております。

10 ページ、11 ページの貸借対照表をお開きください。資産の部では、固定資産及び流動資産の内訳を、負債の部では、固定負債、流動負債の内訳と繰延収益を掲載し、また、資本の部では、資本金、剰余金の内容を掲載しています。資産合計と負債資本の合計はいずれも、421 億 3,055 万 2,238 円となっております。

12 ページ、13 ページは注記です。これは、財務諸表を作成するにあたり、採用した会計処理の基準及び手続きを「注記」として開示するもので、本決算書で採用した各種の会計処理基準等を掲載しております。

続きまして、15 ページからの決算付属書類について説明いたします。まず 16 ページ事業報告書です。

1. 概況の（1）総括事項です。令和元年度の水道事業は、水道広域化施設整備事業の国庫補助を有効に活用し、建設改良事業を実施しております。まず、一般改良事業として、取水施設では、大島で

浄水場第5水源ポンプ設備の更新工事等を、配水施設では、老朽化した配水管布設替工事等に12億5,038万円、管路延長15.1kmを執行しております。

また、拡張事業としまして、宗像市内の田久6丁目地区や福津市内の中央6丁目地区などで、配水管布設工事等を行い1億1,217万円、管路延長2.3kmを執行し、さらなる水の安定供給及び水道施設の整備拡充に努めております。

次に、給水状況ですが、管内給水区域内人口は、前年度に比べ1.4%増の16万410人となり、このうち、給水人口は1.5%増の14万2,032人で、給水普及率は0.1ポイント増の88.5%となっております。

年間の総配水量は、前年度に比べ1.1%増の1,348万4,631m³であり、有収水量は1.3%増の1,227万9,691m³となっております。特に福津市の増加が多く、前年度と比較して1.5%増加しております。また、全体の有収率は、0.2ポイント増の91.1%となっております。

最後に、財政状況です。収益的収支は、事業収益と事業費用の差引きで8,686万26円の純利益を生じていますが、対前年度と比較して大きく減少しています。要因としては、東部浄水場関連施設などを除却した関係で特別損失が発生したためです。資本的収支は、収入と支出の差引きで8億1,467万7,185円の収入不足が生じましたが、減債積立金や、過年度分損益勘定留保資金などで補てんしております。

17ページには、議会議決事項、行政官庁許認可事項を記載しております。

18ページをお開きください。(4)職員に関する事項及び(5)料金その他供給条件の設定、変更に関する事項です。平成31年4月1日より地島簡易水道事業を水道事業へ事業統合を実施し、また、消費税率の改定に伴い、令和元年10月使用分から水道料金等の変更を実施しました。

2.工事は、19ページにかけて、令和元年度に実施した主な建設工事、及び改良工事の概況を掲載しております。

20ページをお開きください。3.業務 (1)業務量です。供給単価、給水原価ですが、使用者からいだいている1m³当たりの供給単価は、税抜で205円94銭、水道水を1m³作るのに必要な経費の給水原価は、税抜で183円79銭となっております。(2)事業収入に関する事項です。収入総額は、34億5,118万4,785円で、前年度と比較しますと、1億7,666万9,686円の増額となっています。

増額の主な内容としましては、営業外収益の長期前受金戻入が東部浄水場関連施設などを除却した関係で増額となっております。

21ページの中段以降に水道使用量の収納状況を掲載しております。現年度分の、収入率は96.7%、過年度分は、92.0%となり、年度全体としての収納率は96.6%で0.1ポイント減少する結果となっております。

22ページをお開き下さい。(3)事業費に関する事項です。事業費総額は、33億6,432万4,759円で、前年度と比較しますと、5億8,499万996円の増額となっています。増額の主なものとしまして、特別損失のその他特別損失が大きなものとなっています。西郷川取水場や東部浄水場関連施設の福津市への返還に伴い、除却した費用です。内訳としましては、土地が約1.4㌶で6,093万円、構築物が3億1,432万円、機械及び装置が1億8,808万円などとなっています。

23ページ、4.会計です。(1)重要契約の要旨ですが、工事関係以外の2,000万円以上の契約のものを掲載しております。次に、(2)企業債の概況ですが、年度末の借入残高は、38億300万4,001円となっております。(3)その他会計経理に関する重要な事項に明記していますように、平成31年4月1日付で大島簡易水道事業特別会計を水道事業会計へ会計統合しているため、大島分を含んだ借入額となっております。

25ページ、キャッシュ・フロー計算書です。企業における現金収支を把握することの重要性から、経営活動に伴う資金収支を明示するものであり、最下段 資金期末残高は、59億2,561万2,436円となっております。

27ページからは、財務諸表付属明細書です。

29 ページから 34 ページにかけて、収益費用明細書を、また、35 ページから 37 ページに資本的収支明細書を、掲載しております。なお、北九州市への包括業務委託の 前年度比較を【第 27 号・第 28 号議案関係資料】として作成していますので、併せて参考にしていただければと思います。

次に、38 ページ、39 ページに固定資産明細書を、最後に、40 ページから 47 ページかけて、企業債明細書を記載しております。以上で、令和元年度の宗像地区事務組合水道事業会計決算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして、討論を終結いたします。これより第 28 号議案について、採決を行います。本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第 28 号議案は、原案のとおり認定することに決定しました。
ここで暫時休憩といたします。再開は 13 時といたします。

(休憩)

○花田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第 12 第 29 号議案「令和 2 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

○力丸事務局長

第 29 号議案を説明いたします。議案書の 29 ページをお開きください。

第 29 号議案 令和 2 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）について 令和 2 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。令和 2 年 10 月 7 日宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

今回の補正予算の概要につきまして、3 点申し上げます。1 点目は、新型コロナウイルス感染症のまん延に備え、当組合の業務継続の為に、テレワークに係る環境整備を行う予算を新規に計上している事、2 点目は組合債の増額、3 点目は令和元年度決算における繰越金の確定に伴う補正です。では、補正予算の説明に入ります。

一般会計補正予算書（第 2 号）1 ページをお開きください。歳入歳出予算の補正 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,276 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ

れ 21 億 6,769 万 8,000 円とするものでございます。補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。まず、歳入の説明をいたします。

10 ページ、11 ページをお開きください。1 款分担金及び負担金は、補正前の額 19 億 6,044 万 5,000 円に対し、258 万円を減額し、19 億 5,786 万 5,000 円とするものです。補正額は、後に歳出で説明しますテレワークに係る環境整備予算のための財源としての増と、組合債の増額に伴い財源となる負担金の減を合算して計算しています。

6 款繰越金は、令和元年度決算における繰越金の確定により、補正前の額 3,550 万円に対し、2,114 万 2,000 円を増額し、5,664 万 2,000 円とするものです。

8 款組合債は、補正前の額 1 億 2,300 万円に対し、420 万円を増額し、1 億 2,720 万円とするものです。内容について説明いたします。

4 ページをお開きください。第 2 表地方債補正の表ですが、上段が補正前、下段が補正後で、変更箇所は下線部分となります。表の 1 段目、水槽付消防ポンプ自動車の更新につきまして、当初緊急防災・減災事業債を 5,180 万円充当する予定でしたが、予算可決後に県の地方債担当部署と協議を進める中で、積載資器材の一部について、更に地方債の対象に加える承認が得られた為、420 万円を増額し 5,600 万円とすると共に、地方債の限度額計を 1 億 2,720 万円とするものです。次に、歳出の説明に入ります。

12 ページ、13 ページをお開きください。2 款総務費、3 款衛生費は、いずれも 34 万 1,000 円を増額しております。

続きまして、14 ページ、15 ページをお願いします。4 款消防費は、93 万 8,000 円を増額しております。これらの予算は、いずれも新型コロナウイルス感染症のまん延に備え、業務継続のためにテレワークに係る環境整備を行うものです。

内容につきましては、事前に送付しておりました「第 29・32 号議案関係資料」でご説明いたしましたので、そちらをご覧ください。まず、左側の表ですが、一般会計及び水道事業会計に配分した補正予算の金額を一覧表にしたもので、各会計の款ごとの合計額は欄外の下に示しており、補正額と一致いたします。総額は、表の欄外、右下に示した 256 万 6,000 円です。

表の各行を説明します。まず、番号 1 の行をご覧ください。持ち出し用のパソコン購入費と関連する器材の購入費です。

番号 2 は、当該モバイルルーターの通信料です。月ごとの料金のため、下半期の 6 箇月を想定しています。

番号 3 は、庁舎内のパソコンを遠隔操作するための設定業務等の委託料です。

番号 4 は、パソコンの遠隔操作など各種ソフトウェアの使用料です。ウェブ会議ソフトは、会議を立ち上げる者のみライセンスが必要なため、事務局 1、消防本部 1、計 2 ライセンスを導入します。ウイルス対策ソフトは購入パソコンと同数の 6 ライセンスです。

番号 5 は、庁内無線 LAN 化工事費です。事務局職員が執務する多礼浄水場に係るもので、消防本部は既に導入済みのため要求額はありません。

次に、右側の図をご覧ください。新興感染症まん延時の執務体制イメージを示しています。1. のサテライトオフィスの部分をご覧ください。職員全員が感染しないように、感染拡大時は、職員を A 班と B 班の二つに分け、庁舎内の別の場所で執務します。A 班の職員は、左枠内の、既存の事務室で執務を行います。人数を半減させて密度を低下させていますが、さらに、無線 LAN 化で任意の場所で、間隔を保った上で、パソコンを用いて執務可能となります。右の枠内は、大会議室などのイメージです。B 班の職員は、原則は大会議室で執務を行いますが、検針員会議や入札会場としても使用することがあるため、執務場所としての設営と撤収を繰り返すこととなります。能率向上のために、大会議室等も無線 LAN 化工事を行うものです。

次に、下の 2. 在宅勤務の図をご覧ください。二班体制のときも、登庁することが原則ですが、家族の発熱等があり、職員への感染の恐れを払拭できない場合は、当該職員にカメラ付きパソコンとイ

ンターネット通信に必要なモバイルルーターを貸与し、在宅勤務を指示します。庁舎側職員は、ウェブ会議カメラを使用することで、書類を見せたり、在宅職員の顔を見ながらコミュニケーションをすることが可能です。また、在宅勤務の職員は、自宅に居ながらにして、庁舎内のパソコンを遠隔操作することが可能です。なお、テレワークに係る環境整備の財源となる構成市からの負担金につきましては、構成市において地方創生臨時交付金を活用していると聞き及んでおります。以上で、関係資料の説明を終わります。

補正予算書に戻りまして、14 ページ・15 ページをお開きください。6 款予備費は、補正前の額 680 万円に対し、2,114 万 2,000 円を増額し、2,794 万 2 千円とするものです。

16 ページ、17 ページは「地方債の現在高の見込みに関する調書」です。今回の地方債の補正に伴う変更箇所は下線を引いています。

以上で、令和 2 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして、討論を終結いたします。これより第 29 号議案について、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第 29 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 第 30 号議案「令和 2 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

○力丸事務局長

第 30 号議案を説明いたします。議案書の 30 ページをお開きください。

第 30 号議案 令和 2 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 2 号）について 令和 2 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する 令和 2 年 10 月 7 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

まず、今回の補正予算の概要につきまして、3 点申し上げます。1 点目は、新型コロナウイルス感染症の流行の影響による受診控え等による診療収入の減額及びその財源補填のための負担金の増額。

2 点目は、発熱等の症状を有する患者の来院時における、新興感染症の院内感染の防止に向け、隔離した診察室を設けるため、プレハブハウスをリースにより設置するための予算の増額。

3 点目は、令和元年度決算における繰越金の確定に伴う補正です。では、補正予算の説明に入りま

す。

補正予算書（第2号）1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ101万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,574万6,000円とするものです。補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。まず、歳入の説明をいたします。

8ページ、9ページをお開きください。1款診療収入は、補正前の額1億4,565万4千円に対し、5,919万3,000円を減額し、8,646万1,000円とするものです。内容につきましては、事前に送付しておりました、第30号議案関係資料で説明いたしますので、そちらをご覧ください。

まず、左側の表をご覧ください。上下に2つ表がありますが、上段1が診療報酬収入、下段2が一部負担金収入現年分です。それぞれの表は、一番左側の月の列から右へ順に、

- ①は令和2年度当初予算額
- ②は令和2年度5月補正後予算額、これは4月から9月分を当初予算額の30%で見込んだ額
- ③は9月2日時点の（概算）収入額
- ④は③の収入額を①の当初予算額で割った月ごとの収入率
- ⑤は収入率を踏まえた現時点における令和2年度の想定収入額
- ⑥は⑤の想定額の説明を記載しています。

まず、①の列の令和2年度当初予算額をご覧ください。当初予算額は、平成28年度から平成30年度の3か年の平均値を基に算定しており、言わば新興感染症の流行前の収入状況です。

次に④の列の収入率をご覧ください。月ごとの収入率を見ますと、4月は20%台だったものが8月には40%台まで回復してきている状況です。ただし、これから冬にかけて再度流行した場合、また収入率も下落する可能性があります。なお、1.の診療報酬収入と2.の一部負担金収入現年分をあわせた4月から8月時点における平均収入率は約31%でした。

次に⑤の列の令和2年度想定収入額をご覧ください。10月補正時点における今年度の想定収入額は、4月から8月までは実績値、9月から翌年1月までは8月以前の平均収入率を基に当初予算額の30%、2・3月については、当初予算と同額で試算しますと、それぞれの表の最終行の計の欄に記載のとおり、診療報酬収入額が7,446万9,000円、一部負担金収入現年分が1,199万円となります。今回の補正後予算額は、この試算結果を計上しています。新興感染症の影響につきましては、流行から半年程度が経過しましたが、終息の見込みが立っていないのが現状です。そのような中、今回の補正予算においては、4~8月の状況が来年1月まで続くと見込み、補正予算を計上いたしております。ご理解のほど、お願ひいたします。なお、今後の予算額に対する過不足につきましては、2月議会定期例会において再度補正を行い、調整する予定でございます。

次に、右側の表は、診療収入の当初予算額と8月までの収入額、今回の補正後額をグラフ化したものです。収入額は、診療報酬収入と一部負担金収入現年分の額を合わせた額で示しています。

青の棒グラフが当初予算額、赤の棒グラフが8月までの（概算）収入額、グレーの折れ線グラフが今回、審議いただく補正後予算額です。以上で、関係資料の説明を終わります。

補正予算書に戻りまして、8ページ、9ページをお開きください。2款分担金及び負担金は、1款診療収入の減額を受けて財源を補填するため、同額となる5,919万3千円を増額するものです。構成市の負担金額は、右端の説明欄へ記載のとおりでございます。新興感染症の影響に伴う診療収入の減少がいつまで続くのか、現時点において見込みが立っておりませんが、少なくとも当面の間は地域住民の初期救急医療体制を現状のまま継続するため、構成市 財政・健康部署と協議の上、減収分を負担金で補填する補正予算を計上しています。

4款繰越金は、令和元年度決算における繰越金の確定により、補正前の額10万円に対し、101万7,000円を増額補正し、111万7,000円とするものです。次に、歳出の説明をいたします。

10ページ、11ページをお開きください。1款急患センター運営費 1目管理及び運営費は、補正前の額2億4,832万6,000円に対し、5万9,000円を増額し、2億4,838万5,000円とするものです。

補正内容は 13 節使用料及び賃借料において、ユニットハウス賃借料として 5 万 9,000 円を増額しています。

このユニットハウスは、新型コロナウイルス感染症の院内感染の防止に向けて、発熱等の症状を有する患者が来院した際、その他の患者と混在しないよう隔離して診察を行うためのプレハブハウスで、急患センター玄関前にリースにて設置するものです。同ハウスは、昨年度末からの新興感染症の流行及び県の非常事態宣言を踏まえ、5 月 1 日から予備費を財源として設置しており、現契約期間は 10 月末までしております。今回の補正予算は、この契約を 2 月末まで延長するためのものです。

3 款予備費は、補正前の額 200 万円に対し、95 万 8 千円を増額補正し、295 万 8 千円とするものです。

以上で、令和 2 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして、討論を終結いたします。これより第 30 号議案について、採決を行います。本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第 30 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 14 第 31 号議案「令和 2 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

○力丸事務局長

第 31 号議案を説明いたします。議案書の 31 頁をお開きください。

第 31 号議案 令和 2 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について 令和 2 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。 令和 2 年 10 月 7 日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

補正予算書 1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 172 万円を増額し、総額を 4,484 万 5,000 円とするものでございます。補正の内容につきまして、事項別明細に沿って説明いたします。

6 ページ、7 ページをお願いします。歳入 3 款 繰入金 1 項 1 目 1 節福津市繰入金でございますが、補正前の額 4,166 万 9,000 円に、171 万 9,000 円を増額補正いたしまして、4,338 万 8,000 円とするものでございます。内容は、後ほど説明いたしますが、歳出の増額に伴いまして、福津市繰入

金を増額補正するものでございます。

4款 繰越金、1項 1目 1節 繰越金でございますが、補正前の額1,000円に1,000円を増額補正いたしまして、2,000円とするもので、前年度決算確定によるものでございます。次に、歳出の説明でございます。

8ページ、9ページをお開き下さい。1款総務費 1項 1目 12節委託料でございますが、配水管の老朽化により漏水修理が想定以上に発生しております。このため、今後の修繕費の不足に備え、包括委託料の需用費を補正前の額158万6,000円に127万円を増額補正し、285万6,000円とするものでございます。この業務は水道事業と併せて北九州市に委託しており、補正額は全額修繕費として支出する予定のものでございます。4款 1項 1目 予備費でございますが、補正前の額45万円に45万円を増額し90万円とするもので、配水管の漏水修理が想定以上に発生し、予備費を充用して対応したため、今後の不測の事態に備えるものでございます。以上で本木簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして、討論を終結いたします。これより第31号議案について、採決を行います。本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって第31号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15 第32号議案「令和2年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

○力丸事務局長

第32号議案を説明いたします。議案書の32頁をお開きください。第32号議案 令和2年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第2号）について 令和2年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。 令和2年10月7日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

水道事業会計補正予算書1ページをお開きください。まず、第2条につきましては、収益的収入の第1款 水道事業収益 第1項 営業収益を239万4,000円増額補正し、第2項 営業外収益も191万3,000円増額補正し、水道事業収益合計で35億1,817万4,000円とするものでございます。また、収益的支出の第1款水道事業費用 第1項営業費用を3,236万1,000円増額補正し、第2項 営業外費用を621万4,000円減額補正しまして、水道事業費用合計で54億5,115万6,000円とするものでございます。

第3条につきましては、第1款資本的収入 第3項補助金を400万円増額補正しまして、資本的収入合計で4,823万7,000円とするものでございます。

また、資本的支出の第1款資本的支出 第1項一般改良費を981万2千円増額補正しまして、資本的支出合計で12億8,294万2,000円とするものでございます。

第4条につきましては、他会計からの補助金を減額補正するもので、19万7,000円減額し1,887万5,000円とするものでございます。詳細につきまして、6ページからの事項別明細書に沿って、後ほど説明いたします。

次に3ページをお開き下さい。予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、最下段、資金期末残高は57億4,079万3,178円の予定でございます。

次に4ページ、5ページをお開き下さい。令和2年度末時点の、予定貸借対照表を掲載しております。資産合計、負債資本合計それぞれ387億8,263万5,835円となる予定でございます。

6ページ、7ページをお開き下さい。事項別明細書でございます。まず、収益的収入及び支出の収入の部、1款 1項営業収益 3目その他営業収益 3節他会計負担金を239万4,000円増額し、1,439万1,000円とするものです。これは福岡県が施工する福津市役所付近の大門橋拡幅工事により、水道管を一時的に撤去する必要があるため、これに係る費用を原因者である福岡県から受け入れるものでございます。次に、2項営業外収益 8目長期前受金戻入は、決算確定によるもので、1節長期前受国庫補助金戻入から、5節長期前受受贈財産評価額戻入まで、合わせて211万円増額するものでございます。

支出の部では、1款 1項 1目原水及び浄水費 15節委託料は北九州市への包括委託費のうち、薬品費を265万1,000円増額し、3億4,588万9,000円とするものです。薬品購入単価の上昇により、薬品費が不足する見込みがあるためでございます。2目配水及び給水費 15節委託料は北九州市への包括委託費のうち、修繕費を3,350万円増額し、3億1,362万4,000円とするもので、当初見込みよりも漏水事故等による修繕が増加していることによるものでございます。4目総係費は、テレワーク環境整備を行うために備消耗品費や工事請負費などを、それぞれ増額するものでございます。また、15節委託料につきましては、大島第5水源を新たに追加するための認可変更資料作成とテレワーク環境整備費と合わせて101万3,000円増額し、1億2,651万3,000円とするものでございます。6目43節有形固定資産減価償却費は、令和元年度決算額の確定により、減価償却費を570万4,000円減額し11億8,237万円とするものでございます。2項営業外費用 1目 48節企業債利息は、令和元年度借入分の企業債利息が確定したことにより、246万4,000円減額し、5,330万4,000円とするものでございます。

8ページ、9ページをお開き下さい。資本的収入及び支出の収入の部、1款 3項補助金 1目 1節国庫補助金を400万円増額し1,400万円とするものでございます。国庫補助金が増額となったもので、設計費などに充当し、事業進捗を図っていく考えでございます。

支出の部、1款 1項 8目事務費 15節委託料を981万2,000円増額し1億2,976万4,000円とするものです。令和3年度に福津市施工の橋梁改修が計画されたため、これに合わせて水道管も更新する必要が生じ、2年度に測量設計を行うものでございます。

以上で、令和2年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして、討論を終結いたします。これより第32号議案について、採決を行います。本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第32号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題を終了いたしました。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては会議規則第42条の規定により議長に委任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

異議なしと認めます。よって、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決しました。これをもちまして、本日の日程は終了いたしました。よって、令和2年第2回定例会を閉会いたします。

閉会 13時31分